

IX その他

令和5年度市税税制一覧表

IX その他

1 令和5年度市税税制一覧表

税目	区分	課税客體	納税義務者	申告（提出）期限
市民税		<p>〈個人〉 均等割・所得割 ・市内に住所を有する個人</p>	<p>〈法人〉 均等割・法人税割 ・市内に事務所又は事業所を有する法人</p>	<p>〈個人〉 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日</p>
		<p>均等割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者</p>	<p>均等割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの ・市内に事務所、事業所、寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの（ただし、収事業を行う場合を除く）</p>	<p>〈法人〉 ・確定申告 事業年度終了後2ヵ月以内 ・中間申告 事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内</p>
固定資産税		<p>・土地 ・家屋 ・償却資産</p>	<p>・固定資産の所有者</p>	<p>・住宅用地の申告 1月31日 ・償却資産の申告 1月31日</p>
	軽自動車税	<p>・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・二輪の小型自動車</p>	<p>・軽自動車等の所有者 ※所有権留保の場合は使用者</p>	<p>・登録・変更の申告 所有者等となった日（変更の場合はその事由が生じた日）から15日以内 ・廃車の申告 所有者等でなくなった日から30日以内</p>

賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率	令和5年度の納期（納期限）																																																																																							
〈個人〉 1月1日	〈個人〉 ・所得割 一律 6.0%（県民税 4.0%） ・均等割 3,500円（県民税2,000円） （内長野県森林づくり県民税500円） ※ 地方税法第312条第1項の規定による区分 〈法人〉 ・法人税割 <table border="1"> <tr> <td>7.2%</td> <td>令和4年10月1日以降に開始する事業年度のうち、資本金等の額が1億円以下の法人等</td> </tr> <tr> <td>8.4%</td> <td>令和元年10月1日以降に開始する事業年度</td> </tr> <tr> <td>12.1%</td> <td>平成26年10月1日以降に開始する事業年度</td> </tr> <tr> <td>14.7%</td> <td>平成26年9月30日以前に開始する事業年度</td> </tr> </table> ・均等割 <table border="1"> <tr><td>9号法人</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>5号法人</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>1号法人</td><td>50,000円</td></tr> </table>	7.2%	令和4年10月1日以降に開始する事業年度のうち、資本金等の額が1億円以下の法人等	8.4%	令和元年10月1日以降に開始する事業年度	12.1%	平成26年10月1日以降に開始する事業年度	14.7%	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	9号法人	3,000,000円	8号法人	1,750,000円	7号法人	410,000円	6号法人	400,000円	5号法人	160,000円	4号法人	150,000円	3号法人	130,000円	2号法人	120,000円	1号法人	50,000円	〈個人〉 ・普通徴収 <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>令和5年6月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>令和5年8月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>令和5年10月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>令和6年1月31日</td><td>まで</td></tr> </table> ・特別徴収（給与特徴） 毎月分について 翌月10日まで（6月から翌年5月まで12回） ・特別徴収（年金特徴） 年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の6回に分けて支給年金から引き落とし 〈法人〉 申告期限と同じ	第1期	令和5年6月30日	まで	第2期	令和5年8月31日	まで	第3期	令和5年10月31日	まで	第4期	令和6年1月31日	まで																																																	
7.2%	令和4年10月1日以降に開始する事業年度のうち、資本金等の額が1億円以下の法人等																																																																																								
8.4%	令和元年10月1日以降に開始する事業年度																																																																																								
12.1%	平成26年10月1日以降に開始する事業年度																																																																																								
14.7%	平成26年9月30日以前に開始する事業年度																																																																																								
9号法人	3,000,000円																																																																																								
8号法人	1,750,000円																																																																																								
7号法人	410,000円																																																																																								
6号法人	400,000円																																																																																								
5号法人	160,000円																																																																																								
4号法人	150,000円																																																																																								
3号法人	130,000円																																																																																								
2号法人	120,000円																																																																																								
1号法人	50,000円																																																																																								
第1期	令和5年6月30日	まで																																																																																							
第2期	令和5年8月31日	まで																																																																																							
第3期	令和5年10月31日	まで																																																																																							
第4期	令和6年1月31日	まで																																																																																							
1月1日	・課税標準額の 1.4% ・免税点 <table border="1"> <tr><td>土地</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円</td></tr> </table>	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	<table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>令和5年5月1日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>令和5年7月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>令和5年12月28日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>令和6年2月29日</td><td>まで</td></tr> </table>	第1期	令和5年5月1日	まで	第2期	令和5年7月31日	まで	第3期	令和5年12月28日	まで	第4期	令和6年2月29日	まで																																																																					
土地	30万円																																																																																								
家屋	20万円																																																																																								
償却資産	150万円																																																																																								
第1期	令和5年5月1日	まで																																																																																							
第2期	令和5年7月31日	まで																																																																																							
第3期	令和5年12月28日	まで																																																																																							
第4期	令和6年2月29日	まで																																																																																							
4月1日	・原動機付自転車等 <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">車種区分</th><th>年額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td rowspan="2">2,000円</td></tr> <tr><td>50cc超90cc以下</td></tr> <tr><td>90cc超125cc以下</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr> <tr><td>二輪自動車</td><td>125cc超250cc以下</td><td rowspan="2">3,600円</td></tr> <tr><td>専ら雪上を走行するもの</td></tr> <tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>5,900円</td></tr> <tr><td>二輪小型自動車</td><td>250cc超</td><td>6,000円</td></tr> </tbody> </table> ・軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th><th colspan="3">初度検査年月</th></tr> <tr><th>平成22年4月1日から平成27年3月31日</th><th>平成27年4月1日以降</th><th>平成22年3月31日以前</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">三輪のもの</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </tbody> </table> ・軽課税額（グリーン化特例） <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th><th colspan="3">税率（年税額）</th></tr> <tr><th>75%軽減(ア)</th><th>50%軽減(イ)</th><th>25%軽減(ウ)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> (ア)電気自動車・天然ガス軽自動車 (イ)乗用：令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90パーセント達成車 (ウ)乗用：令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70パーセント達成車 ※令和5年4月1日から令和8年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて税率を軽減する特例措置です。	車種区分		年額	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	二輪自動車	125cc超250cc以下	3,600円	専ら雪上を走行するもの	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	その他のもの	5,900円	二輪小型自動車	250cc超	6,000円	車種区分		初度検査年月			平成22年4月1日から平成27年3月31日	平成27年4月1日以降	平成22年3月31日以前	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	車種区分		税率（年税額）			75%軽減(ア)	50%軽減(イ)	25%軽減(ウ)	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	-	-	貨物	営業用	1,000円	-	-	自家用	1,300円	-	-	令和5年5月31日 まで
車種区分		年額																																																																																							
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																							
	50cc超90cc以下																																																																																								
	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																							
	ミニカー	3,700円																																																																																							
二輪自動車	125cc超250cc以下	3,600円																																																																																							
専ら雪上を走行するもの																																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																							
	その他のもの	5,900円																																																																																							
二輪小型自動車	250cc超	6,000円																																																																																							
車種区分		初度検査年月																																																																																							
		平成22年4月1日から平成27年3月31日	平成27年4月1日以降	平成22年3月31日以前																																																																																					
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円																																																																																					
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																																				
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																																				
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																																				
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																																				
車種区分		税率（年税額）																																																																																							
		75%軽減(ア)	50%軽減(イ)	25%軽減(ウ)																																																																																					
三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																																																					
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																				
		自家用	2,700円	-	-																																																																																				
	貨物	営業用	1,000円	-	-																																																																																				
		自家用	1,300円	-	-																																																																																				

IX その他

1 令和5年度市税税制一覧表

税目	区分	課税客	体	納税義務者	申告(提出)期限
市たばこ税		・ 売渡した製造たばこ		・ 卸売販売業者等	翌月末日
鉱産税		・ 掘採した鉱物		・ 鉱物を掘採する鉱業者	翌月末日
特別土地保有税		・ 保有に係る土地 (平成15年度分以降課税しない) ・ 取得に係る土地 (平成15年1月1日以後取得された土地は課税しない)		・ 土地の所有者又は取得者	・ 保有…5月31日 ・ 取得…2月末日 (1月1日前1年以内の取得) 又は8月31日 (7月1日前1年以内の取得)
入湯税		・ 鉱泉浴場における入湯行為		・ 鉱泉浴場を利用する入湯客	翌月15日
都市計画税		・ 都市計画区域内の土地 (農業振興地域内の農用地を除く) 及び家屋		・ 左記の土地及び家屋の所有者	
国民健康保険税		医療保険分 (医療分) / 後期高齢者支援金分 (支援金分) ・ 被保険者である世帯主 ・ 擬制世帯主 (被保険者資格のない世帯主で当該世帯内に被保険者が ある者) 介護保険分 (介護分) ・ 介護保険第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者) の介護保険料を医療分及び支援金分とあわせて納付 (納税義務者は医療分及び支援金分と同じ)			随時

賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率	令和5年度の納期（納期限）																																																																																																									
	<table border="1"> <tr> <th>適用時期</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>6,552円 (1,000本あたり)</td> </tr> </table>	適用時期	税率	現行	6,552円 (1,000本あたり)	申告期限と同じ																																																																																																					
適用時期	税率																																																																																																										
現行	6,552円 (1,000本あたり)																																																																																																										
	・ 鉱物の価格の1%（ただし200万円以下の場合は0.7%）	申告期限と同じ																																																																																																									
	・ 土地の取得価格又は修正取得価格のいずれか低い額（免税点 5,000㎡） ・ 税率 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>保有</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>取得</td> <td>3.0%</td> </tr> </table>	}	保有	1.4%	取得	3.0%	申告期限と同じ																																																																																																				
}	保有		1.4%																																																																																																								
	取得	3.0%																																																																																																									
	・ 宿泊入湯客 1人 1泊 150円 ・ 日帰り入湯客 1人 1回 40円	申告期限と同じ （ただし、鉱泉浴場の経営者が特別徴収により申告納付する。）																																																																																																									
1月1日	・ 課税標準額の0.3%	固定資産税と同じ																																																																																																									
4月1日	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">税率区分</th> <th colspan="3">税率</th> <th colspan="3" rowspan="2">賦課限度額</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>7.00%</td> <td>2.50%</td> <td>2.30%</td> <td>医療分</td> <td colspan="2">650,000円</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>8.60%</td> <td>4.80%</td> <td>2.50%</td> <td>支援金分</td> <td colspan="2">200,000円</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>22,500円</td> <td>7,800円</td> <td>9,800円</td> <td>介護分</td> <td colspan="2">170,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>19,600円</td> <td>7,000円</td> <td>6,300円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">軽減区分</th> <th colspan="6">軽減額（※）</th> </tr> <tr> <th colspan="3">均等割</th> <th colspan="3">平等割</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> </tr> <tr> <td>7割</td> <td>15,750円</td> <td>5,460円</td> <td>6,860円</td> <td>13,720円</td> <td>4,900円</td> <td>4,410円</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>11,250円</td> <td>3,900円</td> <td>4,900円</td> <td>9,800円</td> <td>3,500円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>4,500円</td> <td>1,560円</td> <td>1,960円</td> <td>3,920円</td> <td>1,400円</td> <td>1,260円</td> </tr> </table> <p>※世帯主と加入者の所得合計が基準以下の世帯が対象</p>	税率区分	税率			賦課限度額			医療分	支援金分	介護分	所得割	7.00%	2.50%	2.30%	医療分	650,000円		資産割	8.60%	4.80%	2.50%	支援金分	200,000円		均等割	22,500円	7,800円	9,800円	介護分	170,000円		平等割	19,600円	7,000円	6,300円				軽減区分	軽減額（※）						均等割			平等割			医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	7割	15,750円	5,460円	6,860円	13,720円	4,900円	4,410円	5割	11,250円	3,900円	4,900円	9,800円	3,500円	3,150円	2割	4,500円	1,560円	1,960円	3,920円	1,400円	1,260円	・ 普通徴収 <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>令和5年7月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>令和5年8月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>令和5年10月2日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>令和5年10月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>令和5年11月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>令和5年12月28日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>令和6年1月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>令和6年2月29日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第9期</td><td>令和6年4月1日</td><td>まで</td></tr> </table> ・ 特別徴収（年金特徴） 年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の6回に分けて支給年金から引き落とし	第1期	令和5年7月31日	まで	第2期	令和5年8月31日	まで	第3期	令和5年10月2日	まで	第4期	令和5年10月31日	まで	第5期	令和5年11月30日	まで	第6期	令和5年12月28日	まで	第7期	令和6年1月31日	まで	第8期	令和6年2月29日	まで	第9期	令和6年4月1日	まで
税率区分	税率			賦課限度額																																																																																																							
	医療分	支援金分	介護分																																																																																																								
所得割	7.00%	2.50%	2.30%	医療分	650,000円																																																																																																						
資産割	8.60%	4.80%	2.50%	支援金分	200,000円																																																																																																						
均等割	22,500円	7,800円	9,800円	介護分	170,000円																																																																																																						
平等割	19,600円	7,000円	6,300円																																																																																																								
軽減区分	軽減額（※）																																																																																																										
	均等割			平等割																																																																																																							
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分																																																																																																					
7割	15,750円	5,460円	6,860円	13,720円	4,900円	4,410円																																																																																																					
5割	11,250円	3,900円	4,900円	9,800円	3,500円	3,150円																																																																																																					
2割	4,500円	1,560円	1,960円	3,920円	1,400円	1,260円																																																																																																					
第1期	令和5年7月31日	まで																																																																																																									
第2期	令和5年8月31日	まで																																																																																																									
第3期	令和5年10月2日	まで																																																																																																									
第4期	令和5年10月31日	まで																																																																																																									
第5期	令和5年11月30日	まで																																																																																																									
第6期	令和5年12月28日	まで																																																																																																									
第7期	令和6年1月31日	まで																																																																																																									
第8期	令和6年2月29日	まで																																																																																																									
第9期	令和6年4月1日	まで																																																																																																									

中野市民憲章

うるわしき山々 水清く 流れ逢いよる千曲川 大地は豊かに実りを産みだし
太古より歴史文化の息づく中野市です

わたくしたちは この中野市に生きる幸せと誇りをもって さらに住みよく
働きやすく 心豊かに過ごせるまちづくりを願い 憲章を定めて 進みます

- 一 花咲き 鳥うたい 緑あふれる 環境をまもる まちをつくります
- 一 心と体をととのえ 安全で 創意をいかして働ける まちをつくります
- 一 笑顔あふれ あいさつゆきかう ふれあいのある まちをつくります
- 一 子どもも大人も さそいあって 共に学びあう まちをつくります
- 一 音楽を愛し 伝統を重んじ 文化の香る まちをつくります

(平成22年4月1日制定)

令和5年度 市 税 概 要

編集・発行 中野市総務部税務課

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電 話 (0269) 22-2111

ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp>

発行年月 令和5年9月